令和９年度京都市電力調達契約に係る
総合評価落札方式落札者決定基準

令和８年１０月

京都市

第１　総則

本契約は、再生可能エネルギー比率の高い電力の調達等を目的として、入札参加者から提出された再生可能エネルギー比率等の内容を取りまとめた書面（以下「提案書」という。）及び入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式により実施する。

本書は、総合評価落札方式における評価項目、評価方法その他落札者の決定に必要な事項を定めるものである。

第２　落札者決定の方法等

１　提案書の評価

提案書の評価は、第４「提案書の評価等」に定める評価項目及び評価方法に基づき行う。

２　落札者決定の方法

(1)　次の要件に該当する入札参加者のうち、入札価格及び提案書の評価結果に基づき算出した総合評価点の最も高い者を落札者とする。なお、落札者の決定に当たっては、必要に応じて学識経験者の意見聴取を行うものとする。

（落札者決定要件）

ア　提出期日までに記載漏れのない提案書を提出していること。ただし、第３の２「提案書の訂正等」に該当する場合はこの限りでない。

イ　第２の３「欠格事項」のいずれにも該当しないこと。

ウ　入札価格が各施設における予定価格の範囲内であること。

(2)　(1)において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、次の順序により、その点数の高い者を落札者として決定する。

①　第３の１（１）「再生可能エネルギー電力」の評価点

②　入札価格

(3)　(2)において落札者を決定することができないときは、くじにより落札者を決定する。

３　欠格事項

提案等が次のいずれかに該当する提案者については、総合評価点に関わらず失格とする。

ア　入札価格が予定価格を超える場合

イ　京都市総合評価競争入札の実施に関する要領第 18 条第１項各号のいずれかの事由に該当する場合

ウ　法令、規則又は本市の定める要領、要綱等に基づき、入札又は入札資格が無効とな

った場合

エ　提案書の内容が法令又は契約条件に違反する場合

オ　提案書に虚偽の記載があった場合

第３　提案書等について

１　提案書の記載事項

提案書に記載された内容については、次の評価項目ごとに評価を行う。

(1)　再生可能エネルギー電力（様式）

ア　調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

本電力調達案件における調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合について評価する。

イ　調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合

本電力調達案件における追加性のある再生可能エネルギー電力（運転開始又はリパワリングから 15 年以内）の割合について評価する。

(2)　企業努力（様式１）

次のアからウまでについて評価する。なお、証明資料として、京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（以下「報告書」という。）を提出すること。

なお、当該報告書を既に提出済の場合は、本市においてその内容を確認するため、再度の提出は不要とする。

報告書掲載 HP（https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000167447.html）

ア　事業者全体の二酸化炭素排出係数

１kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（事業者全体））について評価する（kg-CO2/kWh）。

イ　再生可能エネルギーの導入状況

事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する。

ウ　未利用エネルギーの活用状況

事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。

(3)　地域貢献（様式１）

ア　指定地域内における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組

次のいずれかに該当する場合に評価する。

・京都府域において発電された再生可能エネルギー電気を供給している（京都府域で発電された再生可能エネルギー電気を、京都府域の需要家に供給している）こと。

・京都府域における卒 FIT 電気の買取を行っていること。
・再エネに関する連携協定先の電気を供給していること。
（例：京都府内の地方公共団体と新電力会社が締結した脱炭素協定、再生可能エネルギー導入協定又は地域新電力設立協定等に基づき、京都府域内の太陽光発電、小水力発電その他の再生可能エネルギー発電設備で発電された電気を、京都府域の需要家に供給している場合）

２　提案書の訂正等

次のいずれかに該当する場合については、本市において提案書の誤記、記載漏れその他の不備の補正を行ったうえで評価する場合がある。

(1)　提案書のうち事実の証明を必要とする書類について不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、不備のある原因が、本市が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、かつ、当該事実について、本市がその保有する資料により確認できるとき

(2)　提案書に不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、その不備が、提案書の他の箇所の確認その他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものであると認められ、かつ、電話及び電子メールによる確認により本市が正しい記載内容を確認したとき

第４　提案書の評価等

１　基礎点

提出期日までに、提案書を本市に提出したうえで、次の条件を満たす場合は、基礎点として 100 点を与える。

(1)　電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報（令和６年度実績）を開示していること

(2)　事業者全体の二酸化炭素排出係数（環境省が公表する令和８年度提出用調整後排出係数）が 0.435kg-CO2/kWh 以下であること又は本電力調達案件における調達電力の二酸化炭素排出係数が 0.342kg-CO2/kWh 以下であること

なお、本電力調達案件における調達電力については、計画値に基づき基礎点を付与し、実績値が計画値を下回った（排出係数の値が大きくなった）場合は、別に定めるところにより違約金を請求する。

２　加算点

提出された提案書の内容に対する評価結果に基づき、評価項目ごとに定めた配点（以下「加算点」という。）を与えるものとする。配点については、「別紙　提案書に関する

評価基準と加算点の配点」によるものとする。

３　総合評価点の算出

総合評価点は、基礎点と加算点の合計（以下「評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値とする（この計算結果の端数処理は行わない)。

なお、総合評価点は以下の算出方法に基づき算出した数値とする。

（総合評価点の算出方法）

総合評価点　＝　評価点（基礎点＋加算点）　÷　入札価格

（別紙）

提案書に関する評価基準と加算点の配点

分類	評価項目	評価基準	得点化基準及び配点				
			A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
再生可能エネルギー電力	調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合	本電力調達案件における調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合について評価する。	100%	90%以上 100%未満	70%以上 90%未満	50%以上 70%未満	50%未満
			20 点	15 点	10 点	5 点	0 点
	調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギー電気の割合	本電力調達案件における追加性のある再生可能エネルギー電力（運転開始又はリパワリングから 15 年以内）の割合について評価する。	100%	75%以上 100%未満	55%以上 75%未満	35%以上 55%未満	35%未満
			5 点	3 点	2 点	1 点	0 点
企業努力	事業者全体の二酸化炭素排出係数	事業者全体の調整後排出係数について評価する（kg-CO2/kWh）。	0.250 以下	0.296 以下 0.250 超	0.343 以下 0.296 超	0.435 以下 0.343 超	0.435 超
			5 点	3 点	2 点	1 点	0 点
	再生可能エネルギーの導入状況	事業者全体の供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の導入割合を評価する。	25%以上	25%未満 15%以上	15%未満 10%以上	10%未満 5%以上	5%未満
			2 点	1.5 点	1 点	0.5 点	0 点
	未利用エネルギーの活用状況	事業者全体の供給電力量に占める未利用エネルギーの活用割合を評価する。	1.35%以上	1.35%未満 0.675%以上	0.675%未満 0.338%以上	0.338%未満 0.0%超	活用していない
			2 点	1.5 点	1 点	0.5 点	0 点
地域貢献	指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	指定地域内において、持続的な再生可能エネルギー電気の創出又は利用に向けた取組のいずれかを実施している場合に評価する。	取り組んでいる	取り組んでいない			
			6 点	0 点			
				加算点合計		４０点	

注）提出書類の様式が定められたものと異なる場合及び提案書の記載内容が本市の求めている内容と異なる場合は、当該評価項目の評価は最低評価とする。また、各評価項目に係る取組状況を客観的に確認できない場合は、当該評価項目を評価できないことがある。

（様式）　　（用紙Ａ４）

総合評価落札方式における評価項目の取組状況

記

件名：　（単価契約）電力の供給（○○）

評　価　項　目		自社の基準値／計画値／取組	証明資料の要否※1
ア	本電力調達案件における調達電力に占める再生可能エネルギーの割合（単位：%）	○○%	不要
イ	本電力調達案件における調達電力に占める追加性のある再生可能エネルギーの割合（単位：%）	○○%	不要
ウ	１kWh 当たりの事業者全体の二酸化炭素排出係数（単位：kg-CO2/kWh）	○○kg-CO2/kWh	要※2
エ	再生可能エネルギー導入状況（単位：%）	○○%	要※2
オ	未利用エネルギー活用状況（単位：%）	○○%	要※2
カ	指定地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組	有・無	要
キ	電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示の有無	有・無	要※2
ク	事業者全体の二酸化炭素排出係数が 0.435kg-CO2/kWh 以下であること又は本電力調達案件における調達電力の二酸化炭素排出係数が 0.342kg-CO2/kWh 以下であること	事業者全体：○○kg-CO2/kWh 又は 調達電力：○○kg-CO2/kWh	要※2（事業者全体） 要※3（調達電力）

※１　証明資料の要否欄に「要」の記載のある評価項目については、その取組状況を確認できる証明資料を添付すること。

証明資料の様式は任意とするが、報告書、公表資料、証明書その他これらに類する資料であって、取組状況を客観的かつ容易に確認できるものとする。

※２　評価項目ウ、エ、オ、キ及びク（事業者全体の二酸化炭素排出係数により評価を受ける場合に限る。）については、京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書の提出をもって確認することとし、当該報告書を既に提出している場合は、改めて証明資料を提出することを要しない。

※３　評価項目クについて、調達電力の二酸化炭素排出係数により評価を受ける場合は、契約期間中に本市施設へ供給する電力について、提案書提出時点において見込まれる計画値及びその算定根拠を提出するとともに、契約期間終了後、本市が求める方法により実績値を報告・証明すること。